除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第５４号

大阪府大東市新田旭町５番23号
申立人　大阪ボーリング株式会社
代表者代表取締役　佐古　健一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月21日
平成25年10月22日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＤ76847
金額　1,260,000円
支払期日　平成24年12月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪営業部
振出日　平成24年８月20日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ＴＡＩＹＯ　代表取締役社長　河渕　健司
受取人　タイヨーテック株式会社
裏書人　タイヨーテック株式会社　代表取締役　上田　利典
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第５７号

大阪市淀川区田川北３丁目６番14号
申立人　有限会社國分製作所
代表者代表取締役　國分　和雄
申立人代理人弁護士　土谷　喜輝
同　土橋　央征
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月21日
平成25年10月22日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　15通
⑴手形番号　ＸＥ83610
金額　172,037円
支払期日　平成25年10月31日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大阪中央支店
振出日　平成25年６月30日
振出地　大阪府枚方市
振出人　株式会社福井製作所　代表取締役　福井　勲
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＸＥ83611
金額　1,700,859円
⑶手形番号　ＸＥ83612
金額　5,000,000円
⑷手形番号　ＸＥ83613
金額　2,223,328円
⑸手形番号　ＸＥ83614
金額　426,195円
⑹手形番号　ＸＥ83615
金額　194,512円
⑺手形番号　ＸＥ83616
金額　814,800円
⑻手形番号　ＸＥ83617
金額　1,366,905円
⑼手形番号　ＸＥ83618
金額　3,000,000円
⑽手形番号　ＸＥ83619
金額　252,543円
⑾手形番号　ＸＥ83620
金額　173,250円
⑿手形番号　ＸＥ83621
金額　563,823円
⒀手形番号　ＸＥ83622
金額　30,000,000円
⒁手形番号　ＸＥ83623
金額　10,000,000円
⒂手形番号　ＸＥ83624
金額　4,106,384円
⑵ないし⒂の手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第５８号

京都市伏見区下鳥羽西芹川町30番地
申立人　スリーボンドアーベル京滋株式会社
代表者代表取締役　竹崎　大祐
申立人代理人弁護士　中嶋　進治
同　髙橋　敏信
権利を争う旨の申述の終期　平成25年10月21日
平成25年10月22日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＬ69839
金額　1,055,851円
支払期日　平成25年９月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪西区支店
振出日　平成25年６月５日
振出地　大阪市
振出人　株式会社マツウラ　代表取締役　高岡　彰
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第５号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

石川県小松市芦田町１丁目33番地
申立人　三島千恵子
権利の届出の終期　平成25年10月18日
平成25年10月21日　小松簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　小松市土居原町372番地
宅地　９坪（現在登記簿上29.75平方メートル）
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局小松支局明治44年12月27日受付第7515号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治44年12月26日設定
目的　建物所有
範囲　西側東西５間３分南北９分にて４坪７合７勺
存続期間　37年６ケ月
地代　１年34銭１厘
支払期　毎年１月15日、７月15日
地上権者　小松市土居原町173番地　坂井由太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１９３３号

埼玉県川越市寺尾111番地６
債務者　有限会社敬土建興業
代表者代表取締役　佐藤敬太郎
１　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飛田　博
４　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５０号

東京都西多摩郡瑞穂町長岡２丁目８番11号Ａ棟３、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵村山市残堀１丁目56番地11
債務者　株式会社日精研
代表者代表取締役　木村　喜博
１　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉池　信也
４　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５５号

東京都豊島区南大塚３丁目44番11号
債務者　株式会社ドリームワールド
代表者代表取締役　和田　隆
１　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇田川博史
４　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３号

福島市鎌田字舟戸29番地の１
債務者　丸嘉福島食品株式会社
代表者代表取締役　鈴木　義隆
１　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時30分
福島地方裁判所